

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年4月28日(月) 午後1:00~午後2:00

事案担当課 : 高齢者福祉課(内線2625)

件名	相模原市立ふれあいセンター条例の改正について		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります		
	施策名	高齢者の社会参加と生きがづくり		
条例等制定・改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	条例名等	相模原市立ふれあいセンター条例	情報システム関連 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
提 案 由	(仮称) 南部地区ふれあいセンターの設置に係る名称及び利用料金等について提案するもの			
概 要	1. 条例(案)の内容について 2. その他			
事案の具体的内容	1. 条例(案)の内容について			
	(1) 名称 相模原市立東林ふれあいセンター(東林間1丁目22番17号)			
	(2) 主な施設			
	1階	・ふれあい交流室		
	2階	・多目的室 ・工作室 ・小会議室 ・団らん室 ・陶芸窯室 ・機能回復コーナー		
	(3) 利用時間			
	施設名		利用時間	
	・多目的室・工作室 ・小会議室・陶芸窯室		午前9時から午後10時まで	
	・ふれあい交流室 ・団らん室		午前9時から午後5時まで。ただし、専用して利用する場合は、午後6時から午後10時まで	
	・機能回復コーナー		午前9時から午後6時まで	
(4) 利用料金(次のとおり上限額を定め、その範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの)				
施設名等		利用単位	利用料金(上限)	
多目的室	多目的室1	1日(午前9時~午後10時)	2,100円	
	多目的室2		2,100円	
	多目的室3		2,800円	
工作室			2,400円	
小会議室			1,000円	
ふれあい交流室	ふれあい交流室1		夜間(午後6時~午後10時)	1,400円
	ふれあい交流室2	900円		
団らん室		600円		
陶芸窯室		焼成1時間につき 300円		
2. その他				
この条例の規定は、平成21年4月1日から施行する。また、相模原市都市公園条例の第20条の11「管理の特例」に、「東林ふれあいセンター」を追加する改正をあわせて行う(ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の附則で対応)。				

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 地質調査、敷地測量、基本設計、実施設計、野鳥生息状況調査 地元検討組織（建設委員会）の発足と運営 平成20年度 建設工事（6月～2月）、野鳥生息状況調査 設置条例の改正（6月） 指定管理者の選考（7月～12月） 平成21年度 開館（4月を予定）
経費・事業対象その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度決算見込 基本設計・実施設計 8,871千円 平成20年度当初予算 建設工事・工事管理 378,000千円 初度調弁等 20,000千円 公園の再整備 11,550千円 (特定財源308,000千円(まちづくり交付金、市町村振興補助金、市債)) 平成21年度以降 施設管理運営費 51,166千円(利用料金収入1,300千円)
事業実施にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の開館時から指定管理者制度を導入予定だが、本条例改正後（6月議会における議決後）に指定管理者の公募手続きを開始することから、公募等のスケジュールを調整する必要がある。
検討経過	<p>平成11年2月 政策会議でふれあいセンター設置計画承認</p> <p>平成18年度 ふれあいセンター整備に向け、庁内各課及び地元との調整</p> <p>平成18年11月 政策調整会議、政策会議</p> <p>平成19年7月19日～20年1月24日（11回）（仮称）南部地区ふれあいセンター建設委員会</p> <p>平成19年11月19日 経営会議（仮称）南部地区ふれあいセンターの施設内容について</p> <p>平成19年12月12日 民生部会（仮称）南部地区ふれあいセンターの基本設計について</p> <p>平成19年12月23日 地元説明会（東林公民館）（仮称）南部地区ふれあいセンターの施設内容等について</p> <p>平成20年4月18日 主管会議（設置に伴う名称、利用時間及び利用料金等に係る条例改正）</p>
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔<input type="checkbox"/>経営調整会議 <input checked="" type="checkbox"/>主管会議での主な意見〕</p> <p>○名称について、「れんげの里あらいそ」同様、公募は行わないのか。 「れんげの里あらいそ」は複合施設であることから、施設全体の愛称を公募したものと考えている。 （仮称）南部地区ふれあいセンターは単独施設であり、今のところ公募は考えていない。地域の名前を冠した「東林ふれあいセンター」で地元の建設委員会のメンバーの了承も概ね得ているところ。</p> <p>○指定管理者選考等のスケジュールはどうなるのか。 他の施設と同じスケジュールは組めないため、条例改正の議案を提出する6月議会の議決後、第2グループとして公募・選考を進める予定である。</p> <p>○ふれあい交流室側（東側）に出入口はあるのか。 公園利用者を想定した出入口は、交流ロビー側（南側）に設置する予定。</p> <p>○6月に入札実施とのことだが、もっと早期に実施した方がよいのでは。 最も早くスケジュールを組んだ場合、6月の実施である。</p>
	<p>〔<input type="checkbox"/>経営調整会議の結果〕</p> <p>〔<input checked="" type="checkbox"/>主管会議の結果〕 局経営会議に付する。</p>